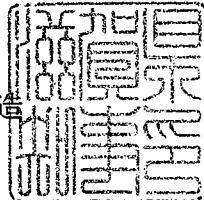


滋 環 政 第 183 号
令和6年(2024年)3月7日

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



大腸菌群数に係る排水基準のあり方について（諮問）

国においては、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）で定める環境基準をいう。）の項目のうち、大腸菌群数が大腸菌数に改められたことに伴い、排水基準についても同様に水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）および排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の一部が改正されることとなったところです。

については、本県における大腸菌群数に係る排水基準に関する下記の2点について、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第21条第1項および滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）第9条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

記

- 1 法第3条第3項の規定に基づき条例で定めることができることとされている同条第1項の排水基準より厳しい基準（上乗せ排水基準）のあり方
- 2 法の規制対象施設以外の施設で滋賀県公害防止条例に基づき規制対象とされる施設を設置する事業場（横出し事業場）に適用する排水基準のあり方

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課
環境管理係 井上
電話：077-528-3365
e-Mail : de0003@pref.shiga.lg.jp

参考

○水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第 21 条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第 43 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べができるものとする。

2 (略)

○滋賀県公害防止条例（昭和 47 年滋賀県条例第 57 号）

（規制の基準）

第 9 条 次の各号に掲げる規制の基準は、規則で定める。

(1) 特定施設を設置する工場等(以下「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水(以下「排出水」という。)の排水基準

(2) (略)

2 知事は、前項の規制の基準を定めるときは、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聞かなければならない。